

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」の 運用開始について

厚生労働省 医政局

「医療情報を確認できる仕組みの拡大」の運用開始に向けたスケジュールについて

6~8月

【現在】診療情報閲覧機能の開発を進め、サービス開始に向けて医療機関等でのテストが開始されている

- 令和4年6月:レセプトデータの蓄積を開始
- 令和4年7月:医療機関、薬局での運用テストを開始
- 令和4年8月:医療機関、薬局からのテスト状況を注視し、運用保守体制の整備を進めている

9月

以下のスケジュールでサービスの運用を開始

医療機関・薬局での特定健診等情報・薬剤情報に加え、診療情報の閲覧開始 令和4年9月11日(日)

(選定理由)

- すでに閲覧可能となっている薬剤情報の月次の更新タイミング(毎月11日)と揃える
- マイナポータルについても、同様に9月11日(日)から閲覧可能

仕組みの拡大により閲覧できる情報について

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した情報のうち、以下の項目を拡充する。

医療機関・薬局で閲覧可能な追加項目



(診療情報)

- 医療機関名、受診歴
- 診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名*1 (薬剤情報)
- 医療機関名、薬局名
- *1) 放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養 指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流 (令和5年5月を目途に、手術(移植・輸血含む)、入院料のうち短期滞在手術等 基本料が閲覧可能となる予定)

マイナポータルで閲覧可能な追加項目



(診療情報)

- 医療機関名、薬局名、受診歴
- 診療年月日、診療識別、診療行為名、調剤行為名、 特定保険医療材料名

※薬剤情報に係るマイナポータルでの「医療機関名」及び「薬局名」は既に閲覧可能

診療情報について

- 対象レセプト
 - 令和4年6月以降に提出された電子レセプトから抽出を開始し、以後3年間分の情報が閲覧可能
 - 月遅れ請求及び返戻分の再請求も対象(令和3年9月以降に行われた診療行為に限る)
- 抽出タイミング
 - 毎月受付開始5日から10日までの受付レセプトは一括して翌11日の朝までに更新し表示
 - ・ 11日受付レセプトは翌12日、12日受付レセプトは翌13日の朝までに更新し表示
- メリット
 - 医師、歯科医師、薬剤師等が、患者の同意により、他院のレセプト由来の診療情報を把握可能
 - マイナポータルにアクセスすることで、患者が医療機関で受けた診療行為等の情報をいつでも閲覧可能